契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
計量検定所	業務委託契約において、契約書(仕様書)で定める必要な届出等を受注者から受理していないもの、また、受注者への必要な通知を行っていないものがあった。 (1) 庁舎警備業務委託(契約金額2,193,480円) ・ 個人情報取扱作業責任者届(契約書第7条関係 II 個人情報取扱特記事項第3) ・ 施設管理者責任者通知(契約書第10条) ・ 警備担当責任者届(仕様書8①) (2) 庁舎清掃業務委託(契約金額4,735,152円) ・ 個人情報取扱作業責任者届(契約書第7条関係 II 個人情報取扱特記事項第3) ・ 施設管理責任者通知(契約書第14条) (3) 定期検査等業務委託(32,936,000円) ・ 事業計画及び収支予算(契約書第1条2関係 定期検査等業務委託事業実施要領第18条) ・ 個人情報取扱作業責任者届(契約書第14条関係 II 個人情報取扱特記事項第3) (4) タクシーメーター装置検査業務委託(23,058,000円) ・ 個人情報取扱作業責任者届(契約書第7条関係 II 個人情報取扱特記事項第3)	今後は業務委託契約書(仕様書)で定める必要事項について、十分理解し、適正な事務処理を行われたい。	
	E5-1- /1	会本〉中长年日日(禾县 正武 左 日	- +

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年11月16日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
商工労働部総合労働事務所	業務委託契約において、契約書(仕様書)で定める必要な届出等を受注者から 受理していないもの、また、受注者への必要な通知を行っていないものがあった。 (1) 情報機器(αNXII-Mタイプ主装置等)の賃貸借契約(798,840円) ・月次履行完了届(契約書第14条) (2) 大阪府労働関係調査票集計業務委託(993,600円) ・業務実施計画書(契約書第9条) ・検査結果通知(契約書第12条) (3) 労働組合基礎調査集計事務及び調査システム保守管理業務委託(1,496,000円) ・個人情報取り扱い作業責任者届(契約書第6条関係 II個人情報取扱特記事項第3) (4) 労働相談統計処理システムプログラム保守委託(226,800円) ・作業主任者届(契約書第8条)	今後は業務委託契約書(仕様書)で定める必要事項について、十分理解し、適正な事務処理を行われたい。	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年10月27日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
商工労働部北大阪高等職業技術専門校	業務委託契約において、契約書(仕様書)で定める必要な届出等を受注者から受理していないもの、また、受注者への必要な通知を行っていないものがあった。 (1) ガスヒーポン(GHP)保守点検業務委託(1,528,200円) ・ 個人情報取扱作業責任者届(契約書第6条関係 II 個人情報取扱特記事項第3) ・ 管理技術者届(契約書第10条) ・ 作業員届(契約書第11条) ・ 監督職員指定通知(契約書第12条) ・ 検査結果通知(契約書第22条) (2) 物品等の運搬及び設置作業業務委託(859,680円) ・ 業務責任者及び従事者の届(仕様書第16) (3) 知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務委託(4,115,000円) ・ 月次業務報告書(契約書第22条第2項)	今後は業務委託契約書(仕様書)で定める必要事項について、十分理解し、適正な事務処理を行われたい。	からの届出の受理や受注者への通知等について、

監査(検査)実施年月日(委員:平成-年-月-日、事務局:平成28年10月19日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 芦原高等職業技 術専門校	業務委託契約において、契約書(仕様書)で定める必要な届出等を受注者から受理していないもの、また、受注者への必要な通知を行っていないものがあった。 (1) 自家用電気工作物保安管理業務(契約金額888,408円) ・ 個人情報取扱作業責任者届		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年10月21日)

経費支出手続の不備

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	措置の内容	
商工労働部 北大阪高等職業 技術専門校	大阪府技術専門校等生徒災 支給理由の発生した場合には 見舞金請求書の提出があった ら、請求書の受理から支払日	速やかに支給するものとさ にもかかわらず、これを放	されているが、災害 対置していたことか	を十分理解し、適正な事務処理を行われたい。	今回の監査において是正を求められた事項については、「生徒災害見舞金支給要綱」等関係規定を理解し、 適正に事務処理を行うよう課内職員 に周知徹底を行った。	
	請求日	支払日	金額	は速やかに支給するものとする。 第11条 技術専門校等の長は災害見舞金の請求書 類の提出があったときは、これを審査し、災害見 舞会支給の可否並びに災害見舞会類を決定し、所	また、訓練生の災害発生に伴う見 舞金支給事務処理の進捗状況につい て、進行管理表により、課内で情報 を共有し、適正な事務処理を行うよ う徹底した。	
	平成27年6月26日	平成28年2月26日	7,460円			
	平成27年7月1日	平成28年3月2日	1,720円			
	平成27年7月27日	平成28年2月18日	5,740円			
	平成27年8月21日	平成28年2月25日	2,310円			
	平成27年8月24日	平成28年2月23日	1,570円			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年10月19日)

通勤手当の誤り

対象受検機関		検出	事項		是正を求める事項	措置の内容
対象受検機関 計量検定所	検出事項 職員の通勤手当に関する規則第5条では、条例で定める運賃相当額の算出は運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものとされているが、自宅から勤務公署まで自動二輪車の使用により通勤認定されていた経路を確認したところ、認定距離より短い距離となる経路があったため、通勤手当が過払いとなっていた。 過払支給期間 既支給額 正規支給額 過払支給額 平成24年4月から 平成29年3月まで 249,600円 120,000円 129,600円		に照らし最も経 いるが、自宅から 認定されていた 離となる経路が 。 過払支給額	速やかに是正措置を講じるとともに、今後は通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。		
					ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。 第7条 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年11月16日)

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関		検出事項	是正を求める事項	措置の内容		
商工労働部総合労働事務所	 時間外勤務多	周外勤務命令を行った後に、時間外勤務を行っ 尾績入力を失念したまま放置されていた事案が 事実発生時期 平成27年4月から平成28年2月まで		の登録・確認の不備について、直接監督責任者と時間 外勤務を行った職員に時間外勤務があったことを確 認した上で、時間外勤務実績の入力を行わせ、実績の 承認を行った。平成28年12月7日に総務サービス課長 あてに時間外勤務手当の追給を依頼し、平成29年1月 分給料の支給にあわせて、追給分の手当額を支給した。 また、今後、適正な勤務管理を行っていくため、以 下の対応を職員に徹底した。(平成28年11月22日事務 所課長会議) ① 職員に対して、事前届出を徹底し、やむを得な い場合を除き、17時30分までに事前に申告・届出 を行い、時間外勤務が終了した時点で速やかに実 績を入力すること。 ② 直接監督責任者に対して、時間外勤務を命じた 場合は、翌日に実績の報告を求め、実績を入力し ていない場合は入力を指導すること及び毎月、適 宜、総務事務システムで承認漏れがないことを確		
				ていない場合は入力を指導すること及び毎		

監査(検査)実施年月日(委員:平成-年-月-日、事務局:平成28年10月27日)

対象受検機関				検出事項	是正を求める事項	措置の内容	
	職員]外勤務命令を行った後に、時間外勤務 入力を失念したまま放置されていた事	速やかに必要な是正措置を講じられたい。 今後は、職員が時間外勤務命令を受け時間外 勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務 の実績の入力を行うとともに、直接監督責任	いては、速やかに確認し、時間外勤務実績の登録 承認後に追給処理を行った。	
			人数	延べ件数	事実発生時期	者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うな	
		1名	1件	平成27年6月10日	ど適正な勤務管理を行われたい。	(総務課長、訓練課長等)においても、3日~1週間に1回定期的に承認の確認をする等、適正な事務処理を行うよう徹底した。	
					**		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年10月19日)

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関			検出事	項		是正を求める事項	措置の内容
	システムを	用いて使用評	等処理要領第19条では、部 中可又は貸付情報を当該年 らにもかかわらず、公有財	医 度に登録するもの			
	種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間	【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況)	ぐため、行政財産使用許可を行った場合は、登録事務を併せて
	土地建物	土地 8.00 車両の保管庫 26,000 H28.4.1~H29.3	H28. 4. 1 ∼H29. 3.31	第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を 台帳等	行うこと及び、大阪府公有財産 台帳等処理要領に基づく適正な 事務処理について、職員に対し		
		73. 00	事務所	551, 660	H28. 4. 1 ∼H29. 3.31		て周知徹底を行った。
	建物	2.00	証紙売り捌きスペース	15, 120	H28. 4. 1 ∼H29. 3.31		
	建物	0. 52	自動販売機設置	140, 180	H28. 4. 1 ∼H29. 3.31		
	建物	61. 2	一般主任計量者資格取得のための講習会会場	1, 290/1日	H27. 4.15 H27. 6.17 H27. 6.19 H27. 7.29 H27. 8.4 H27. 8.5 H27.10.14 H27.12. 9 H28. 2.3 H28. 2.17		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年11月16日)

対象受検機関			検	出事項		是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 北大阪高等職業 技術専門校	行ったと のとされ	さきは、シスラ	テムを用いて使用 テ政財産の使用許	許可又は貸付情報	は、使用許可又は貸付を を当該年度に登録するも もかかわらず、公有財産	に、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領 に基づき適正な事務処理を行われたい。	今回の監査において是正を求められた 事項については、速やかに公有財産台帳 の更新登録を行った。登録漏れや更新漏 れ等を防ぐため、行政財産使用許可を行 った場合は、登録事務を併せて行うこと
	種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間	【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付	及び、大阪府公有財産台帳等処理要領に 基づく適正な事務処理について、課内で
	建物	3. 26	自動販売機 (4台)	907, 400	H28. 4. 1 ∼H29. 3.31	を行ったときは、システムを用いて使用 周知徹底 用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。	周知徹底を行った。
	土地	0.20	バス停標識柱	380	H28. 4. 1 ~H29. 3.31		
	建物	2.40	災害用 監視 高所カメラ	免除	H28. 4. 1 ~H29. 3.31		
						乾本(埃本)宝फ年日口(禾 昌:亚战—	年日口 _ 東

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年10月19日)

対象受検機関			検出事項	į	是正を求める事項	措置の内容	
商工労働部 芦原高等職業 技術専門校	システム 契約に基	を用いて使用 づき、受託者	等処理要領第19条では、部局 許可又は貸付情報を当該年度 が使用する室について、委託 、公有財産台帳に登録してい	に登録するものと 契約書をもって行	もに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】	求められた事項については、速 やかに公有財産台帳の登録を 行った。登録漏れや更新漏れ等 を防ぐため、行政財産使用許可	
	種別	許可数量 (m²) 許可目的 年間使用料 許可期間 (委託契約期間) (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付状況) 付を行ったときは、システムを用い	を行った場合は、登録事務を併せて行うこと及び、大阪府公有 財産台帳等処理要領に基づく				
	建物	15. 01	警備員室 (有人警備業務委託)	員室	適正な事務処理について、課内 で周知徹底を行った。		
	建物	31.00	清掃作業員控室 (庁舎日常清掃作業委託)	免除	H27. 4. 1 ∼H28. 3.31		
					F	(校本) 字拨年日日 (禾昌、亚代 年 日	口 事效尺,亚代20年10月21日)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年10月21日)